

ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 (CCS-01) 新旧対照表

現 行	改 正 後
	
JISCC	JISCC
ITセキュリティ評価及び認証制度の 基本規程	ITセキュリティ評価及び認証制度の 基本規程
令和 <u>2</u> 年 <u>10</u> 月	令和 <u>5</u> 年 <u>12</u> 月
IPA	IPA
独立行政法人情報処理推進機構	独立行政法人情報処理推進機構
CCS-01	CCS-01

ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 (CCS-01) 新旧対照表

現 行	改 正 後
ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 制定 平成19年5月7日 2007情総第12号 最終改正 令和2年9月28日 2020情総第1093号 一部改正	ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 制定 平成19年5月7日 2007情総第12号 最終改正 令和5年12月4日 2023情総企第456号 一部改正
第1章 総則 1.1 本規程の目的(略) 1.2 本制度の目的(略) 1.3 本制度の原則(略) 1.4 評価及び認証又はST確認の要求事項(略) 1.5 用語の定義 (1) 略語(略) (2) 用語	第1章 総則 1.1 本規程の目的(略) 1.2 本制度の目的(略) 1.3 本制度の原則(略) 1.4 評価及び認証又はST確認の要求事項(略) 1.5 用語の定義 (1) 略語(略) (2) 用語
ST確認～プロテクションプロファイル (Protection Profile) (略) 保証継続 (Assurance Continuity) : <u>評価及び認証を受けたIT製品の評価対象が変更になった場合、先の認証について保証を継続すること。申請者又は開発者が作成した影響分析報告書及び開発環境の変更がある場合は評価機関から提出される評価報告書を認証機関が検査し、変更の度合いが小さくかつ評価対象のセキュリティ機能への影響が軽微であることを確認したときに、保証を継続する。</u>	ST確認～プロテクションプロファイル (Protection Profile) (略) 保証継続 (Assurance Continuity) : <u>認証済みTOEやその環境が変更された場合、適用できる過去の評価結果を再利用する為に、認証維持及び再評定を定義し、以前の評価を承認する枠組み。</u>
保証継続報告書 : 申請者に対して 保証継続 の結果を報告するために認証機関が発行する文書。	認証維持 : <u>認証済みTOE及び／又は当該TOEの開発環境に対して行われた変更が、当該TOEの保証に不都合な影響を及ぼしていないことを確認すること。</u> 認証維持報告書 : 申請者に対して 認証維持 の結果を報告するために認証機関が発行する文書。
	再評定 : <u>認証済みTOEは変更されていないが、当該TOEに対する攻撃に関する各種状況の変化を評定して、当該TOEが初回に認証されたときと同じレベルの耐性に達しているかを確認すること。</u>
	再評定報告書 :

ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程（CCS-01）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>保証パッケージ（略）</p> <p>第2章 制度の体系 (略)</p> <p>第3章 評価及び認証</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.1 認証の申請（略） 3.2 評価（略） 3.3 認証（略） 3.4 保証継続 <p>認証を授与されたIT製品等の申請者（以下「登録者」という。）は、認証済みTOEの後続バージョン（以下「変更TOE」という。）に対して、当初の認証の効果を継続しようとする場合に、認証要求事項に従い保証継続手続をとることができる。認証機関は、業務運営規程に定めるところにより保証継続手順に基づき保証継続を適用する。ただし、変更TOEに生じた変更が大きなものである場合は、保証継続は適用できない。この場合、当初と同じ評価及び認証の手続を適用して認証を得なければならない。</p> <p>3.5 申請者が支払うべき費用</p> <p>申請者は、評価及び認証に必要な費用を負担しなければならない。申請者が評価機関に対して支払うべき費用は、両者の契約により定める。認証機関に対して支払うべき費用は、機構のWebサイト等を通じて別途公表する。</p> <p>3.6 評価機関が支払うべき費用</p> <p>評価機関は、評価機関の承認に必要な費用を負担しなければならない。認証機関に対して支払うべき費用は、機構のWebサイト等を通じて別途公表する。</p> <p>第4章 評価及びST確認 (略)</p> <p>第5章 申請者の権利及び義務 (略)</p> <p>第6章 認証及びST確認の一時停止又は取消し (略)</p> <p>第7章 雜則</p>	<p>申請者に対して再評定の結果を報告するために認証機関が発行する文書。</p> <p>保証パッケージ（略）</p> <p>第2章 制度の体系 (略)</p> <p>第3章 評価及び認証</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.1 認証の申請（略） 3.2 評価（略） 3.3 認証（略） 3.4 認証維持 <p>認証済みTOEにおける認証時の申請者（以下「登録者」という。）は、当該TOEの後続バージョン（以下「変更TOE」という。）に対して、当初の認証の効果を維持しようとする場合に、認証要求事項に従い認証維持手続をとることができる。認証機関は、業務運営規程に定めるところにより認証維持を適用する。ただし、変更TOEに生じた変更が大きなものである場合は、認証維持は適用できない。この場合、当初と同じ評価及び認証の手続を適用して認証を得なければならない。</p> <p>3.5 再評定</p> <p>認証機関は、業務運営規程に定めるところにより、評価機関から提出される再評定の評価報告書について認証を行い、再評定報告書を発行すると共にその結果に応じて認証済みTOEの認証書の有効性を更新する。</p> <p>3.6 申請者が支払うべき費用</p> <p>申請者は、評価及び認証に必要な費用を負担しなければならない。申請者が評価機関に対して支払うべき費用は、両者の契約により定める。認証機関に対して支払うべき費用は、機構のWebサイト等を通じて別途公表する。</p> <p>3.7 評価機関が支払うべき費用</p> <p>評価機関は、評価機関の承認に必要な費用を負担しなければならない。認証機関に対して支払うべき費用は、機構のWebサイト等を通じて別途公表する。</p> <p>第4章 評価及びST確認 (略)</p> <p>第5章 申請者の権利及び義務 (略)</p> <p>第6章 認証及びST確認の一時停止又は取消し (略)</p> <p>第7章 雜則</p>

ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程（CCS-01）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>7.1 秘密保持(略) 7.2 禁止事項(略) 7.3 認証機関が行う本制度の円滑な運営に必要な業務(略) 7.3.1 規程類の整備(略) 7.3.2 ガイダンスの発行と公表(略) 7.3.3 評価の進捗状況の聴取等(略) 7.4 認証書等の著作権 認証書、認証報告書及び保証継続報告書に関する著作権は認証機関が保有する。ただし申請者は、認証書、認証報告書及び保証継続報告書を完全に複写する限りにおいて、複製して配付する権利が許諾される。 確認書及びST確認報告書に関する著作権は認証機関が保有する。ただし申請者は、確認書及びST確認報告書を完全に複写する限りにおいて、複製して配付する権利が許諾される。 7.5 認証書等の不正利用等への対処 認証機関は、登録者及びST登録者が「認証マーク」、「CCRA認証マーク」、認証書、認証報告書、保証継続報告書、確認書若しくはST確認報告書、若しくはその写しを不正に使用すること、又は誤解を招くような方法で広告及び説明に使用することなど、認証機関が定める誓約書に違反する事実が認められた場合、改善の指示を行う。改善の指示を行った結果、その改善の効果が認められない場合、当該認証及びST確認を取り消すことができる。当該認証及びST確認の取消しに關し必要な事項について、業務運営規程に定める。 7.6 異議申立て、苦情及び紛争の処理(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附属書A：本制度の要求事項 (略)</p>	<p>7.1 秘密保持(略) 7.2 禁止事項(略) 7.3 認証機関が行う本制度の円滑な運営に必要な業務(略) 7.3.1 規程類の整備(略) 7.3.2 ガイダンスの発行と公表(略) 7.3.3 評価の進捗状況の聴取等(略) 7.4 認証書等の著作権 認証書、認証報告書、認証維持報告書及び再評定報告書に関する著作権は認証機関が保有する。ただし申請者は、認証書、認証報告書、認証維持報告書及び再評定報告書を完全に複写する限りにおいて、複製して配付する権利が許諾される。 確認書及びST確認報告書に関する著作権は認証機関が保有する。ただし申請者は、確認書及びST確認報告書を完全に複写する限りにおいて、複製して配付する権利が許諾される。 7.5 認証書等の不正利用等への対処 認証機関は、登録者及びST登録者が「認証マーク」、「CCRA認証マーク」、認証書、認証報告書、認証維持報告書、再評定報告書、確認書若しくはST確認報告書、若しくはその写しを不正に使用すること、又は誤解を招くような方法で広告及び説明に使用することなど、認証機関が定める誓約書に違反する事実が認められた場合、改善の指示を行う。改善の指示を行った結果、その改善の効果が認められない場合、当該認証及びST確認を取り消すことができる。当該認証及びST確認の取消しに關し必要な事項について、業務運営規程に定める。 7.6 異議申立て、苦情及び紛争の処理(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (令和5年12月4日 2023情総企第456号・一部改正) この規程は、令和5年12月15日から施行する。</p> <p>附属書A：本制度の要求事項 (略)</p>

以上